

令和6年度 財政援助団体等監査（第1回）

1 公立大学法人長野大学

(1) 監査結果〔指導事項〕に関する報告に基づく措置等の内容

監査の結果	措置等の状況
1 固定資産管理について	
固定資産台帳について内容の正確性や完全性を確認したところ、以下の課題がみられました。財務諸表への影響は僅少ですが、円滑な事務引継や規程順守等の内部統制上の不備と受け止めて改善されることを求めます。 今回は固定資産に係る規程や事務処理に限定して検証しましたが、他の規程や事務処理についても確認してください。	
ア 規程の曖昧性の解消等について 固定資産に関し、「会計規程」では範囲を示し（第32条）、取得は別に定めるとされています（第33条）。別の定めとして「会計実施規程」に補助簿として資産台帳が記載され（第8条）、決裁・専決区分に有形・無形固定資産に50万円未満が含まれていますが（別表第1）、貸借対照表勘定科目では建物・機械装置・工具器具備品・車両運搬具・その他有形固定資産は、取得原価について50万円未満のものを除くとされています（別表第2）。別の定めとして他に「固定資産規程」があり、有形固定資産は「取得価額が50万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの」と定めています（第3条第1号）。減価償却について「備忘価格は、1円」とされています（第12条第5項）。 固定資産規程には管理責任者や現物確認の定めが無いことから確認したところ、更に別の定めがあると伺い、「固定資産及び物品管理規程（以下、管理規程という。）」まで辿ることができました。管理規程によれば固定資産のほかに管理物品として「取得価額が1	指導事項を精査し、規則等の見直しを図ります。

0 万円以上 5 0 万円未満かつ耐用年数が 1 年以上のもの」と定義した上で、「1 0 万円未満であっても、教室等に設置の学生机、学生椅子、教卓、教卓用椅子及び教壇で、耐用年数が 1 年以上のもの」を含むとされ（第 3 条第 1 項）、管理台帳を設けることとされています（同条第 2 項）。 また、資産等として固定資産・管理物品・消耗物品に区分して（第 2 条）、資産等管理責任者（第 6 条）や資産等管理台帳の整備（第 7 条）、資産等の現物確認（第 1 5 条）が求められています。 以上を確認したうえで、規程の曖昧性に関して以下の点が挙げられます。他の公立大学法人の会計規程や固定資産管理規程を参考とされて改正してください。 (ア) 会計実施規程内で有形固定資産の範囲が不統一で固定資産規程とも不統一となっている。 (イ) 実際に作成されているものは資産台帳として整備され、管理台帳や資産等管理台帳との関連が曖昧となっている。 (ウ) 管理規程で資産等として消耗物品を含め対象を広げすぎて曖昧となっている。 また、管理物品に 1 0 万円未満であっても教室等に設置の机や椅子等を含めることは私学に適用された学校法人会計基準における基本金会計の影響（少額重要資産）が想定され、範囲が曖昧となることから削除を検討すること。 (エ) 会計規程と会計実施規程を統合して、会計規程とすることで曖昧性を解消すること。 (オ) 固定資産規程と管理規程を統合して固定資産管理規程とすることで曖昧性を解消すること。	
イ 減価償却資産の台帳について改善を求めること	指導事項を踏まえ、台帳へ必要な説明を追記します。

台帳名は資産台帳とされていましたが、以下の課題がみられました。 (ア) 内容の記載不備 一部に取得時の取得価額と帳簿価額が同一であるべきところ、帳簿価額が相違して多額となっているものがありました。質問して回答を求めたところ、アスベスト等の資産除去債務を負債に計上した見合いとして帳簿価額に加えたためと伺いました。台帳上に経過がわかる記載と資産除去債務の補助簿との関連性を追記することを検討してください。 (イ) 50万円未満の有形固定資産計上 一部に取得価額 50 万円未満のものが有形固定資産に含められ、減価償却されていました。固定資産規程に準拠していません。台帳上に経過がわかる記載がありません。 (ウ) 耐用年数 1 年未満の有形固定資産計上 一部に耐用年数が 2 か月や 5 か月のものを固定資産に含めていました。固定資産規程に準拠していません。台帳上に経過がわかる記載がありません。 (エ) 備忘価格の記載なし 償却済みのものについて備忘価格 1 円を付さずにゼロとなっているものが 1 件ありました。公立大学法人化時の資産登録ミスであり、システム上修正ができなかったと伺いました。システムの更新時に 1 円を付してください。台帳上に経過がわかる記載がありません。	
2 コンプライアンスの徹底とガバナンス等の強化について	
教員等による訴訟案件 2 件について係争中です。 令和 4 年度から 5 年度の間に就業規則等違反により教職員の処分が数件あった内容を伺いました。 教職員の間でコンプライアンスが徹底され	指導事項を踏まえ、理事長、学長が中心となりコンプライアンスの徹底に向けた活動を推進します。

ていない事案が複数発生しています。理事長・学長を中心に再発防止策を検討し、更なる内部統制とガバナンスの強化を図ってください。	
3 市派遣職員の段階的縮減とプロパー職員の育成について	
教職員・学生への適切な対応や異なる法や規則、「基準」に適時適格に準拠するには、定期異動する派遣職員には限界があります。 上田市の一般会計歳出に含まれる派遣職員人件費21百万余円（令和5年度分で共済費・退職給付費除く）は大学の財務諸表の人件費から除かれています。 上田市からの職員派遣は大学改革を一層推進するため実施されていますが、将来的にはプロパー職員で構成する自立した運営とするのが大学自治のあるべき姿です。令和5年度は、上田市からの派遣職員が5名から3名に減員し、段階的な縮減が進んでいます。今後も、職員研修制度を充実させて、大学運営の核となる職員の育成に努めてください。	上田市からの派遣職員は、令和6年度現在事務職2名と技術職2名を派遣しておりますが、令和8年度までで事務職2名の派遣を終了とする。また、長野大学の新棟建設及び既存校舎改修が終了する令和9年度で技術職2名も派遣終了とする予定です。 長野大学としては、職員人事制度（目標管理制度、職能資格制度、能力開発制度）などにより、大学の将来を担う職員の育成に努めます。

(2) 監査の結果に関する報告に添えて提出した【意見】に対する方針

監査の意見	方針等の内容
1 会計事務対応の向上について	
私学に適用された学校法人会計基準とは全く異なる「基準」であること、令和4年8月31日に「基準」が改定され、資産見返負債の計上廃止など重要な会計方針の変更があったことなどを踏まえ、「基準」に準拠した事務対応能力の向上や経営分析等に活用するための応用能力の向上に取り組まれることを期待します。	ご意見を踏まえ、事務対応能力の向上や経営分析等に活用するための応用能力の向上のために研修を受講するなどの取り組みを行います。
2 学部学科再編と施設整備、建物等老朽化と基金造成について	
大学の新キャンパス建設が進められています。建設資金について地方独立行政法人法の規	ご意見を踏まえ、計画的な施設整備と、そのための財源確保に向けて上田市との間での調

定により設立団体である上田市からの長期借入金が主な財源となりますが、基金や補助金、寄附金の確保により長期借入金が縮減されるよう鋭意努力されていることを評価します。 その他にも老朽化した建物が目立ちます。 建物等老朽化に備えた新たな基金造成が必要であり、学生が安心して勉強ができる環境を維持するためにも、資金調達を含め、設置者である上田市と協議をしながら今後の施設整備について検討を進めてください。	整を進めます。
3 長期的視点に立った検証と改革の実行について	
第1期中期目標期間（平成29年から令和4年度）の業務実績に関する評価書が令和5年8月に評価委員会より公表されました。そこでは全体評価結果の達成状況は「概ね良好」とされていますが課題・改善点や業務運営等に対する意見が付されています。 また、大項目別評価として7項目について同様に達成状況は「概ね良好」とされていますが今後の課題とする事項が付されています。全教職員の真摯な理解と課題克服のために着実な推進が期待されます。 こうした諸課題の取組を包括した第2期中期計画（令和5年度から令和10年度）が開始されています。国の政策動向や大学を巡る環境の変化に留意するとともに、上田市財政健全化の視点（住民負担コストの軽減）にも配慮され、上田市民の期待に応える大学運営が遂行されることを期待します。	ご意見を踏まえ、上田市評価委員会から指摘された課題等の改善や第2期中期計画における各事業毎の目標指標達成、さらには新学部設置・新棟建設といった事業を実現させ、市民の期待に応える大学運営を目指します。

2 政策企画部学園都市推進室

(1) 監査結果〔指導事項〕に関する報告に基づく措置等の内容

監査の結果	措置等の状況
1 適切な指導監督について	
団体の監査結果に記載のとおり、指導事項3件、意見3件ありました。 指導事項や意見の趣旨を踏まえて設立団体としての指導監督を適切に実施してください。	指導事項及び意見について、設立団体として指導・監督を適切に実施していきます。